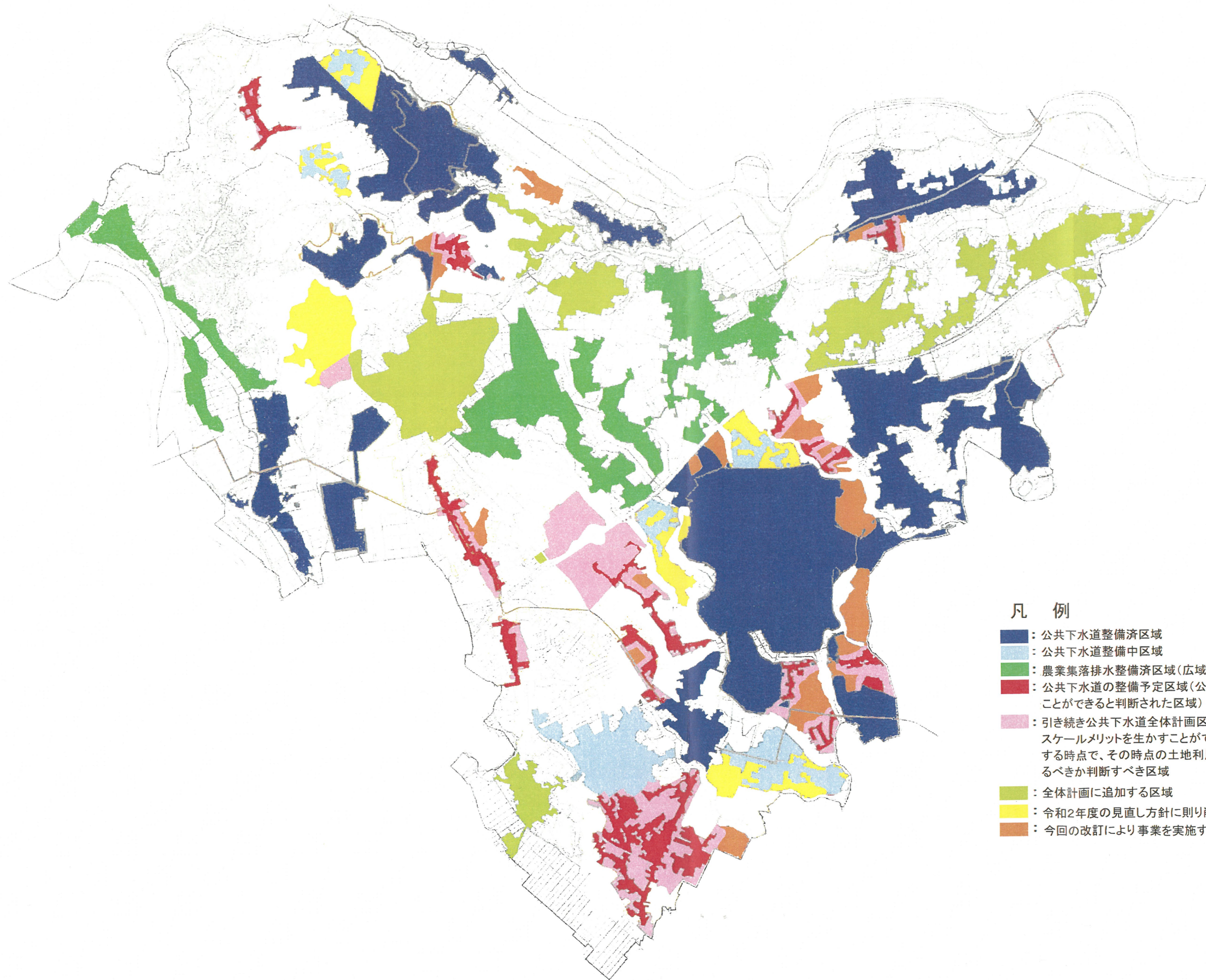




凡 例

- 公共下水道整備済区域
- 公共下水道整備中区域
- 農業集落排水整備済区域(広域化(第1期)非該当箇所)
- 公共下水道の整備予定区域(公共下水道のスケールメリットを生かすことができると判断された区域)
- 引き続き公共下水道全体計画区域とするが、現時点では公共下水道のスケールメリットを生かすことができないため、今後の事業認可を取得する時点で、その時点の土地利用の状況によって、再度事業を実施すべきか判断すべき区域
- 全体計画に追加する区域
- 令和2年度の見直し方針に則り削除する区域
- 今回の改訂により事業を実施すべきか判断する区域